

福祉情報

重度心身障がい者
医療費給付事業受給資格の
自動更新について

受給資格のある方について、7
月中に自動更新処理により所得
判定し、個別に通知いたします。
※住所変更、保険変更等があった
場合は届け出をしてください。

▼重度心身障がい者医療費給付
事業とは、次の対象者が医療機
関で支払った費用の全部また
は一部を助成する制度です。
※保険適用外の費用、食事療養
費については対象外です。

※所得制限があります。

▼対象者

- 市内に住所を有する方で、
- ①身体障害者手帳1、2級の所
持者
- ②療育手帳A1、A2の所持者
- ③身体障害者手帳3級所持者で
IQ50以下の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級
の所持者（精神病床における
入院費は対象外）

▼問い合わせ

社会福祉課 障がい支援班
☎0972(82)9519

心の健康相談(要予約)

▼内容 精神保健・福祉・医療
に関する相談(心の相談、精
神疾患の医療・日常生活・社
会復帰に関する事、認知症、
アルコール・薬物依存、ひき
こもり、思春期問題等に関す
ること)

▼専門医による相談日

6月25日(木)

▼相談場所 中部保健所

※前日午前中までに予約受付

▼問い合わせ 中部保健所

☎0972(62)9171

児童手当の「現況届」について

児童手当の「現況届」について
は、令和4年度から受給者の現
況を公簿等で確認することで、
現況届の提出は「原則不要」とな
りました。

ただし、一部の受給者につい
ては引き続き手続きが必要にな
りますので、個別にお知らせい
たします。

▼問い合わせ

社会福祉課 子育て支援班
☎0972(82)9519

うばめ園文化健康教室

▼日時 6月15日(月)

10時～11時

▼内容 健康教室「演歌ビクス」

※参加は無料です。

※上靴をご用意ください。

▼場所・申込・問い合わせ
うばめ園あゆみ

☎0972(82)0353

生活の困りごと・心配なこと 一人で悩んでいませんか？

「家計が厳しい」、「仕事があ
まく探せない」等、お困りごと
はありませんか？

まずは、相談員にお気軽に「ご相
談ください。相談者に寄り添い、
解決に向けた支援を行います。

※相談窓口にお越しいただくの
が難しい場合は、訪問相談を
行います。

▼場所 市役所 社会福祉課

▼問い合わせ

社会福祉課 生活支援班

☎0972(82)9547

療育相談会(要予約)

在宅の障がい児およびその家
族のための療育相談です。

▼日時 6月14日(日)

9時～15時

▼場所 白杵市障がい者交流セ
ンターすくらむ

▼費用 無料

▼相談内容 口腔衛生・療育訓
練・日常生活・進路(就学)・
福祉サービス等

※専門スタッフが対応します。

※相談内容によっては、相談時
間が異なるのでお問い合わせ
ください。

▼申込・問い合わせ

さぽーとセンター風車

☎0972(63)5888



手話通訳者の設置口

▼6月の設置日

8日(月)・15日(月)

22日(月)・29日(月)

▼配置時間 8時30分～12時

13時～16時30分

※プライバシーの保護には細心
の注意を払っています。

▼問い合わせ

社会福祉課 障がい支援班

☎0972(82)9519

白津あけぼの会から

月例茶話会のお知らせ

▼原則毎月第一土曜日

▼日時 6月6日(土)

10時～12時

▼場所 NPO法人ちちんぷい
ぷいあけぼの内

(津久見市地蔵町2830番地)

▼内容 心の病について、ちよつ
と聞きたいことなどを気軽に
話せる場所です。個別相談も
可能です。

★今月のテーマは「成年後見制
度を学ぼう」です。

▼講師

津久見市社会福祉協議会

平山氏

▼問い合わせ

白津あけぼの会 神田

☎080(8394)7092

軽度・中度聴覚障がい児

支援について

公的助成を受けられない軽
度・中度の18歳未満の聴覚障
がい児に対して、補聴器購入費用
等の一部を助成し、言語の習得
やコミュニケーション能力等の
成長及び教育等における健全な
発達を支援します。

▼助成対象者

津久見市に住所を有し、

①両耳の聴力レベルが30デシベ
ル以上で、法令の規定に基づ
く補聴器の交付対象とならな
い方

②補聴器・人工内耳の装用によ
り、言語の習得等一定の効果
が期待できると医師に判断さ
れた方

※本人または世帯員のうち市町
村民税所得割の納税額が46万
円以上の方がいる場合は、助
成の対象外です。

▼対象経費

・新規補聴器を購入する費用
・補聴器・人工内耳の修理に要

▼問い合わせ

社会福祉課 子育て支援班
☎0972(82)9519

身体障がい者自動車運転免 許取得助成について

第一種普通自動車運転免許を
取得しようとする身体障がい者
に対し、費用の一部を助成し、
就労等社会参加活動への推進を
図ります。

▼助成対象者

津久見市に住所を有し、身体
障害者手帳の1級から4級の
所有者で、免許の取得により
社会参加が見込まれる者。

▼助成経費

免許取得に直接要した費用の
3分の2以内の額。

ただし、その額が10万円を超
えるときは、10万円を限度と
します。

※助成金の交付は、1人1回限
りとしします。

▼問い合わせ

社会福祉課 障がい支援班

☎0972(82)9519

自死遺児救済援護事業

大分県青少年育成県民会議で
は、大分県の補助を受け、自死
遺児(自死により親を失った児
童生徒)を対象に入学・卒業祝、
修学旅行助成等の援護活動を
行っています。

①対象は大分県に居住し、県内
の小・中学校に通学する児
童・生徒です。

②亡くなった親の性別に関係な
く、支援が受けられます。亡
くなった親が、生計を担うも
のであったかどうかは問いま
せん。ただし、親の再婚や養
子縁組等により新たに両親を
得た人は除きます。

③申請は直接、大分県青少年育
成県民会議へ

▼問い合わせ

大分県青少年育成県民会議

(大分県生活環境部生活環境
企画課青少年育成班内)

大分市大手町3-3-1

☎097(506)3075